

平成25年度 第18回
青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 平成26年2月6日（木）午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第18回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 平成26年2月6日（木） 1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

1 委員長開会および開議宣言

2 会議録署名委員の指名

3 報告事項

（1）委員長報告

（2）教育長報告

4 協議事項

5 議案審議

議案第29号 平成26年度～28年度青梅市教育委員会の基本方針について【追加議案】

議案第30号 青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について【追加議案】

議案第31号 青梅市適応指導教室（ふれあい学級）運営規則の一部を改正する規則について【追加議案】

議案第32号 青梅市公立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について【追加議案】

6 委員長閉議および閉会宣言

教育長報告（再掲）

1 平成25年度 東京都「いじめ実態及び対応状況把握のための調査」結果について（青梅市分）（教育指導担当）

2 児童・生徒の学力向上を図るための調査の平均正答率の推移（23年度～25年度）（教育指導担当）

3 平成26年青梅市成人式の実施結果について（社会教育課）

4 青梅市図書館の休館について（中央図書館管理課）

5 諸報告

（1）委員会等会議録

ア 青梅市社会教育委員会会議録（社会教育課）

（2）事業等の実施予定について

ア 生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課・中央図書館管理課）

（3）事業等の実施結果について

ア 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課・中央図書館管理課）

協議事項（再掲）

- 1 平成26年度～28年度青梅市教育委員会の教育目標および基本方針（案）について（総務課）
- 2 「青梅市立学校の管理運営に関する規則」の一部改正について（指導室）
- 3 「青梅市適応指導教室（ふれあい学級）運営規則」の一部改正について（指導室）
- 4 「青梅市公立学校職員出勤簿整理規程」の一部改正について（指導室）
- 5 青梅市学校給食センター統合検討委員会設置要綱の制定について（学校給食センター）
- 6 第三次青梅市子ども読書活動推進計画（案）について（中央図書館管理課）
- 7 青梅市図書館と飯能市立図書館との相互利用実施について（中央図書館管理課）

出席委員	教育委員会委員長	岡本昌己
	教育委員会委員	中村洋介
	教育委員会委員	手塚幸子
	教育委員会委員	小野具彦
	教育委員会委員	岡田芳典

出席説明員	教育長（再掲）	岡田芳典
	教育部長	清水宏
	総務課長	宇津木博宣
	施設課長	村木晃
	指導室長	山口茂
	教育指導担当主幹	中嶋建一郎
	給食センター所長	乙津義治
	社会教育課長	朱通智
	文化課長	浜中茂
	中央図書館管理課長	星野和弘

書記	総務課庶務係長	永澤雅文
	総務課庶務係	山中典子

午後1時35分開会

日程第1 委員長開会および開議宣言

【委員長】 本日の定例会には、委員5名が出席しておりますので本会議は成立いたしました。これより、平成25年度第18回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、〇〇委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 次に、平成25年10月17日開催の第11回臨時会、10月24日の第12回臨時会および11月7日の第13回定例会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、ごらんいただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【委員長】 ご異議がないようでございますので、第11回臨時会、第12回臨時会および第13回定例会の会議録につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。

次に、第14回定例会、第15回臨時会および第16回臨時会の会議録が机上に配付されております。次回までにごらんいただきまして、次回の定例会でご承認をいただきたいと思います。

日程第3 報告事項

(1) 委員長報告

【委員長】 それでは、報告事項から始めます。

まず委員長報告ですが、どなたかございますか。

【委員】 一中の成果発表と関連してちょっと話をさせていただきます。

一つは、その前段の部分なんです。1月12日に理科教育振興法60周年記念式典というのがございました。代表者は有馬元文部大臣、今は日本アイソトープ協会の会長をやっているらしいです。なぜこれをこういうふうにするかといいますが、やはり理科教育への熱意のあらわれだと私は思っています。そういう意味で、大変いい会でした。元文部大臣初め、理科、算数、数学等の研究団体の代表およびこれまで携わってきた方々が一堂に会して、今後の理科教育の振興・充実への熱意、これを確認した会でした。

それをなぜ言いましたかといいますが、理科室や理科の備品というのは、今まで多くの方々の熱意によって充実を見てきたと私は思っています。もちろん教育委員会もそうです。ただ、法の改正によって、4万円以下の設備は地方交付税によるというふうになって以来、どうも理科室の設備の拡充、少額備品の拡充が、ストップまではいっていないけれども低調であると、そういう報告がいろいろなところからなされています。算数、数学についてもそうです。

そういう中で、なぜ一中かといいますと、一中の言語能力向上推進校の成果発表がありました。もちろん研究の成果は多くの場面で見ることができました。ただ、私が失望感を覚えたのは、理科の2つの授業が教室で行われたということです。これはやはり理科教育の目指すところに合っていないんですね。そういうことで、非常に失望感を覚えました。

内容は、「バネと力」が1年生、それから「コイルの周りの磁界」。でも、バネを手にとって、そのバネの特性を体で、感覚でとらえるのが理科なんです。そういう意味で、黒板の前でバネを1本だけ吊るしてやる理科というのは、とても考えられません。それから「コイルの周りの磁界」はグループに分かれて教室でやっていました。机を4つずつ並べてやっていました。でこぼこの机もありました。4つ並べるわけですからね。理科室はフラットにできています。なぜそういうものを利用しないでそういうふうになされているのか。

一中の歴史をずっとたどっていくと、東洋一の校舎ということでできて、理科室を3つこしらえて、華々しく理科教育を盛んに推進していった時代があった。そういうことがいいということではないんです。ただ、今、教室でやる理科を見てしまったから失望感があるということをお伝えして終わりにします。

【委員】 私の話の前に、今の小野先生のお話を聞くと、私も一中の卒業生なものですから。私のおときには必ず理科室に行っていましたね。そういう記憶があります。当時、目新しく、OHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）を使って先生が授業をされていた、そんなことを一瞬思い出します。

児童の交通安全の話でございますが、交通事故で結構怖いと思うのは、丁字路で右左折の車に横断歩道を歩行している人が巻き込まれる事故というのがやはり怖いことなんです。ちょうどその丁字路で、新青梅街道の青梅新町よりも一本北側のところにオザムの新町店というのがあって、ずっと行くと日立の方へ行く、あそこがちょうど丁字路で、新町小の児童が結構通っているところなんです。そこを今回、歩車分離の信号にしてもらいました。ですから、車が動くときには渡らないという状態に今はなっています。

もう1カ所、ちょっとそういう心配があるのが、四小の裏です。そこも過去に2度、死亡事故が起きている場所です。あそこは結構トラックが通って、右折巻き込みなんていうことがあったので、今ちょっと警察にお願いをして、そこも歩車分離にしてくださいと。たぶんやってくれるんじゃないかなというふうに思っています。

あとは、こっちが言っているわけじゃないんですが、たまたまというか、新町御嶽神社のところは丁字路じゃなくて交差点なんです。そこを今、歩車分離にしてもらっています。そうやって、ちょっと大きめの通行量が多いところをできるだけそういうことにしてもらえると、安心して渡れるようになるかなと思います。

また、4月から新入学児童が入りますので、要望誘導ということで去年と同じように出していただければ、今回は特に学校を絞らずに必要なところを全部出していただいて、それで交通安全協会の方で対応したいと思いますので、よろしくお願いします。

【委員】 先日、友田小の道徳地区公開講座にお邪魔してきました、授業参観をさせていただきました。4年生の授業だったんですが、新任の女性の先生の授業です。ものすごく元気のあるクラスなんです、2人で担任をもってくださいっていて、ベテランの先生がしっかりまとめてくださったのか、意見は活発だけれどもよくまとまっていて、新任の先生と子どもさんの関係も、見ているとすごくいい感じでした。1年目でこういう子どもさんたちと会えていい状態のクラスを持てる、そういう経験をしてもらえるというのは、その先生にとってもすごくこの先、力になるのかなと思って見させていただきました。

それから、いろいろな学校で道徳の授業の後に先生をお呼びして講演会というのをやってくださっているんですが、どの学校のお話を伺っていても、私なんか親として勉強になるようなお話が必ず聞けて、先生方はよくそういう講師の方を探してきてくださっているなと思うんですが、保護者の参加がどうしても少ない感じがして、行くたびに「もったいないな、もったいないな」と思うんです。少ないながらも一緒に参加して下さっている保護者の方からは、終わると、ああ、いい話だったね、勉強になったね、すごいねというような声を聞けるので、ほかの講演会についてもそうなんですが、どうしたら保護者が参加してくれるのかなということが、いろいろなところで課題になっているのかなと思いました。

それから、先日、小学校の作品展をまた美術館で開いてくださりまして、本当にお客さんもたくさんだし、子どもたちも自分の作品や友達作品が美術館に飾られているのを見るうれしい感じが伝わってきました、ぜひこれは続けていただきたいなと思いました。3700人とかの来館者だということで、ちょっともったいないなと思ったのは、それだけの人がいらっしゃる、しかも保護者とか子ども関係なので、例えば今年度予定されている子ども向けの美術館の企画とか、簡単でもいいのでそういったチラシみたいなものを配ったり、そこにあわせて用意をしておいて、お知らせとして渡せれば、こんなにいい宣伝はないのかなと思いながら見させていただきました。ありがとうございます。

【教育長】 先ほどの〇〇委員さんの発言でもありましたけれども、私も中学校理科の免許を持っていましたが、やはり理科の教育というのは、実験なり、観察なり、そういったものを通じて、その上で定義を導き出していくようなプロセスが大事かなと思いますので、先ほどのことも受けとめて、今後対応してまいりたいと思います。

【委員長】 〇〇委員長の後、委員長を引き継がせていただいて、12月には平和の集い、1月に入って出初式、それから成人式、文化団体の懇談会等に出させていただいて、いかに教育委員会と関連しているところが多いかというのを改めて感じることができました。教育委員会は本当に守備範囲が広くて、いろいろな意味で事務局の方は苦勞されているなということを改めて思いました。

それから、きのうちょっと参加できなかったんですが、小教研の小学校の方の発表がありまして、たしか図工部会が発表されたと思うんです。1月の中旬、私、図工部会の授業研究会の講師として招かれて行ったんですが、6時ぐらいまで、きのうの発表会の練習の様子を一緒に見てく

れと言われて拝見したんです。私も含めて、ほかの先生方も初めて原稿を一緒に読み合わせたり、プレゼンテーションを見たりして、かなりいろいろ意見が出て、6時近くまでかかって直したんですけれども、最後にだれが責任を持ってきちっとああいう研究発表の内容を確認していくかというのは、とても大事な気がしました。来週、中学校がございませけれども、保護者の方まで含めて、市民の方も含めて、声かけして、看板も出て、そういうときの内容として、やはり発表内容も含めて、それから適切な表現とかもろもろのところでもう少しきちっとやっていかないと、学校に対する信頼が崩れてしまう部分が出てくるんじゃないかということを、個人的には心配しながら、1月の中旬、図工部会と一緒に過ごしたという報告をさせていただきたいと思います。

では、委員長報告を終了いたします。

(2)教育長報告

1 平成25年度東京都「いじめ実態及び対応状況把握のための調査」結果について(青梅市分)(教育指導担当)

【委員長】 続きまして、教育長報告に移ります。報告事項1、平成25年度東京都「いじめ実態及び対応状況把握のための調査」結果について(青梅市分)について、説明をお願いいたします。

【教育指導担当主幹】 報告の前に、資料の間違いがございましたので、訂正をお願いいたします。2「いじめの主な端緒」の表の中の右端、中学校の一番下の合計欄、合計37件となっておりますが、96件の間違いでした。大変申しわけありませんでした、訂正させていただきます。

それでは、平成25年度東京都「いじめの実態及び対応状況把握のための調査」結果について、ご報告いたします。

この調査は、東京都教育委員会が調査期間を平成25年4月1日から平成25年9月30日とし、都内全公立学校で行ったものです。

認知件数につきましては、これまでの市の調査結果によりご報告しておりましたが、今回の調査によりまして、いじめの主な端緒、認知したきっかけが明らかになりましたので、ご報告いたします。

中ほどの2、いじめの主な端緒をごらんください。アンケートによる発見数が多く、効果的であることがわかります。また、アンケート以外では、被害を受けた本人からの訴え、学級担任の発見、被害を受けた本人の保護者からの訴えが多くなっております。

1枚おめくりいただいて、2枚目には東京都全体の結果を、2枚目裏面には東京都全体の端緒の分析をお示ししました。東京都全体でも青梅市と同様の傾向が見られております。

この調査により、いじめを認知するためにアンケート調査が有効であることがわかりました。この結果は、校長会や副校長会、生活指導主任会で示し、アンケート調査が形骸化することなく行われるよう指導したところでした。また、担任のかかわりの重要さも明らかになりましたので、アンケート調査だけに頼ることなく、担任と児童・生徒の信頼関係や過ごしやすいくラスづくり

を行うよう、あわせて指導いたしました。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 意外に思ったのが、アンケートで、「被害を受けた本人以外の児童・生徒の記載により発見」という項目というのは少ないんだと。なかなか直接言うのはためられるけれども、アンケートみたいなものと自由に話せるというふうに思ったのですが、こういうものなのかなという感想みたいなものを持ちました。

【委員長】 私も同じことを考えていたんですが、ちょっと適切な言い方かどうかわかりませんが、本人はそういうふうに思ったけど、周りから見たらいじめとは認識していないとか、感じていないという、その認知度の誤差があるんじゃないかなというような気がしますが、その辺ございますか。

【教育指導担当主幹】 確かにご意見いただいたようなところがございます。いろいろないじめの対応の中で、周りの子がよくわからなかったというような発言もございますので、今後の児童・生徒の指導の中に、そういったなかなか見つけにくい、見えにくいところ、友達の出しているシグナルを見つけられるような、そのような指導を行っていきたいと考えております。

【委員長】 いわゆる、「チクッた」という言葉があるようですが、そういうふうに思われるのも嫌だという気持ちもあるのかもしれませんが、先ほどちょっと言ったように、感じ方の違いとか、そこがひとつポイントになるかなという感じは、資料を見て私は思ったところです。

【委員】 この数値を見て、私はアンケートというのをこれまでずっと否定してきているんです。それでもこうやって数値を見ると、どうしてもここの数値がこんなに大きくなるんですね。これはやっぱり、いじめに対する意識というのは意外とまだまだ浸透していないとか、周りがとらえていないということのあらわれかなと思いますが、より一層頑張ってください。

【委員長】 それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

2 児童・生徒の学力向上を図るための調査の平均正答率の推移(23年度～25年度)(教育指導担当)

【委員長】 次に、報告事項2、児童・生徒の学力向上を図るための調査の平均正答率の推移(23年度～25年度)について、説明をお願いいたします。

【教育指導担当主幹】 それでは、児童・生徒の学力向上を図るための調査の平均正答率の推移について、報告いたします。

前回の教育委員会定例会で平成25年度分の報告をさせていただいた際、年度ごとの東京都との比較以外に数年間の推移もあるとわかりやすいというご意見をいただきましたので、資料を作成いたしました。

報告資料2の左上の小学校の国語の欄をごらんください。棒グラフが東京都と青梅市の平均正答率の差をあらわし、実線の折れ線グラフが青梅市、点線が東京都の平均正答率を示しております。

す。左の目盛りは平均正答率を、右の目盛りは東京都との差を読むようになっております。東京都の調査が現在の自校採点方式になったのが平成23年でしたので、このグラフは平成23年から示しており、東京都の平均正答率を目標とした5年後の平成29年まで記入できるよう作成いたしました。小・中学校各教科とも、現在のところ5年後に向けて差が縮まりつつあると見ております。来年度以降もこのグラフに追加する形で示してまいりますので、目標に向けての推移をお見守りいただきたいと思います。

以上でございます。

【委員長】 前回私の方からお願いしたものを早速つくっていただきまして、ありがとうございました。大変見やすいグラフかなと思います。右上に青梅市教育委員会と入ると、さらにありがたいなと思います。

何かご意見等ございますか。

毎年、問題自体が類似ではあるけど違うので、単純な比較はできないとは思いますが、3年間の移り変わりが目に見えるというのは、とっても大事なことだなと思います。

ただいまの説明に対して何かご意見、ご質問ございますか。

これからもまた考えさせていただきながら、いろいろなところでこれを参考に検討していただければと思います。

それでは、報告として承ったということにさせていただきたいと思います。

3 平成26年青梅市成人式の実施結果について(社会教育課)

【委員長】 次に、報告事項3、平成26年青梅市成人式の実施結果について、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 1月13日に挙行されました平成26年青梅市成人式の実施結果について、ご報告をいたします。教育委員の皆様にはお忙しい中、成人式にご出席いただきまして、大変ありがとうございました。

それでは、報告資料の3をごらんください。

初めに、式は成人の日(祝日)に行っております。

次に、新成人の出席状況ですが、男性該当者739人に対し、出席者は550人、出席率が74.4%、女性は該当者730人に対し、出席者543人、出席率74.4%。合わせますと、該当者1469人に対し、出席者数が1093人、出席率は74.4%となりました。括弧の中に記載してございます昨年の状況と比べますと、該当者につきましては減っておりますが、出席者数、出席率とも増加をしております。

以下、来賓、主催者につきましては記載のとおりでございます。

おめくりいただきまして、次に新成人へのアンケートということでございます。このアンケート、例年は式終了後に青少年委員さんが新成人に声をかけてアンケートを実施しておりましたが、今回は受付の際に出席者全員にこの用紙を配付し、式終了後、タイムカプセルを返還する場所で

回収をさせていただきました。

次のページ以降に、アンケートの集計結果をつけております。回答者数が276人ということでしたので、回収率に直しますと25.3%ということでした。回答につきましては、出席理由として「友達に会えるから」が40.5%、次の感想では「出席してよかった」が69.1%、次のアトラクション、これはタイムカプセルに関してですが、「あった方がよい」71.8%、それぞれ上位でありまして、式自体、おおむね好評であったものと認識しております。

一番下に記載してございますところは、このアンケートに成人式へのボランティアの募集項目を入れましたところ、18人の方の応募をいただきました。来年以降の成人式へのご協力をお願いしたいと考えております。

次のページをおめくりいただきますと、意見・感想をまとめてございます。ごらんとおり、各項目とも非常に多くのご意見をいただきました。この実施結果につきましては、1月21日開催の社会教育委員会議定例会におきましてもお示しをいたしまして、委員さんからご意見を伺っております。今後も引き続き社会教育委員会議の中で、出席状況ですとか、あるいは意見・感想の分析をお願いして、今後の成人式の運営に生かしたいと考えております。

報告は以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 毎年この出席率を見るたびに、驚きというか、そのうちの「友達に会えるから」というのが強くて、ここを集合場所にして次のところに行くという意味があるのかなというふうにも思うんですが。私もいろいろなイベントをやるんですが、なかなかこんなに集客できないので、うらやましい限りです。ただ、そうやってみんな割り切っているのかどうかかわからないんですが、やはり集まって、ごあいさつがあって、本当に短い時間で解散ということで、アンケートはそのことについて問うてないので、本当のところどう思われているのかなというのがちょっと気になっています。実施する方からすると、やはりそういう余計な演し物、余計なというのはいけないんですが、演し物がふえると混乱の可能性もまたふえるというので、若干心配の種にはなるかもしれないんですが。ちょっと出席されていた議員さんなんかと話したら、和太鼓でもやったらいいんじゃないかとか、せっかく来たので何か一つぐらいはというご意見があったんです。ぜひにと強く言えない部分もございますが、心の片隅におとめおきいただければというふうに思っています。

【社会教育課長】 今ご指摘のとおり、式に関しましては、やはり少し短い、あるいはあっさりし過ぎているということで、先ほど申し上げました社会教育委員会議の中で同様な意見を幾つかいただいております。アンケートの自由意見欄にも、有名人を呼んだらいいんじゃないかというご意見もございました。この辺は社会教育委員会議の中で意見が2つに分かれるようなところがございます。過去から比較的携わっていた方に関しては、こういう式だからおとなしく無事に済んでいるんだということで、非常にコンパクトでいいんじゃないかというご意見が、どちらかというと主流という感じです。最近委員に就任して、こういう式に出るようになったという方に

関しては、これだけ整然と行われている式であれば、もう少し何かあってもいいんじゃないか、何事もなくあっさり終わってしまって、ちょっと物足りないなど、そういうご意見がやはりございます。ということで、今回、そういう部分も含めて、これから少し時間をかけて社会教育委員さんの中でいろいろと意見を出し合っていて、どうしたらいいかというようなことで、少し来年に向けてご検討いただこうかと思っております。

その際、やった方がいいという意見の中でも、やってもそれほど長い時間の講演とかそういうものはまず無理だろうということで、例えば成人自体に15分から20分ぐらい発表の場を設けてみるとか、あるいはアトラクションということではないんですが、青梅市民の歌を市民合唱団かなんかに歌ってもらって、その中で少し新成人に覚えてもらうような、そういうコーナーを設けたらどうかとか、幾つか出ております。たぶん次回の教育委員会にはお話しできるかと思うんですけども、その辺は今後、教育委員会で報告させていただいている社会教育委員会会議議録に載せる予定でおりますので、そのような形でお示ししたいと思います。

【委員長】 いわゆる式の部分と、式以外の、アトラクションという言葉が使われましたけれども、その辺の使い分けだと思うんですね。式自体は整然と市長のごあいさつ、それから議長のごあいさつ、成人の方の誓いの言葉、その辺はひとつのセットできちっとやるべきだとは思いますが、それ以外のところについては時間の許す範囲の中でどれくらいの長さが一番適切かとか、どういう内容がいいかということでやっていったらいいかなど。いわゆる式のきちっとしたところについてはやはりできるだけ静粛な形で、起立から国歌斉唱を経て誓いの言葉で終わるところまではきちっとやっていただいて、あとは行って楽しかったなという会になる、そういう工夫はあるかなと思います。

【委員】 たまたま知り合いのお嬢さんが成人式だったので一緒に行ったんですけども、式中ちょっとにぎやかだったりしたあたりもありました。でもアンケートの中に、「うるさかったり、マナーが悪かったり、成人したのに恥ずかしいと思う」というのが成人の中から出ているというのは、ちょっと安心した部分だったりもします。

今後のお子さんたちの年代だと、小さいころからの映像なんかも結構残っていたりしますし、待っている間も例えば、ことは天気もよかったので皆さん外でにぎやかにやっていらして、そういうところにカメラとマイクを持って聞いて回ったりというのをリアルタイムで真ん中のところに映したり、そういった新しい面白い試みも入れていただいたりしてもいいかなと思います。このくらいの年の子たちは、自分たちが映ったりするのがすごく好きですから、例えば青梅ですと多摩ケーブルとか、面白い企画をちょっと入れていただくということで、委員長がおっしゃっていたように、式典としてはきちっとコンパクトに、成人したら、きちんとするときにはきちんとしなきゃいけないのよというのを経験する場としても残していただきたいと思います。

【委員】 今のお話しをお聞きして思ったんですが、我々が考えてもろくなことはないかなど。やっぱり若い人のことは若い人に考えていただいた方が。最近の結婚式なんかを見ても、確かに

すごいですよね。映像とか、結構素人が簡単に編集できて、なかなか見応えのある内容のものをやったりしている。そういう感性の方々を考えてもらうと、効果的なものができるのかなと、今お話を聞いていて思いました。

【委員】 ボランティアの募集で18人も名乗りを上げてくださった方たちがいるということで、自分が経験されて、次の年のお手伝いをとっている成人の皆さんがいるというのは、すごくうれしいなと思います。ぜひその方たち、じっくり時間をかけて次の成人式を作っていただければなと思いました。

【委員長】 私が大学で教えている学生さんは、ちょうど2年生がことし成人式です。あるお子さんが松本の出身で、松本に帰って成人式をやるんだというので伺ったところ、実行委員に立候補して代表になりましたと。それで、リーフレットの表紙に、アーティストの草間彌生さんが松本出身なので自分でお願いに行き、そして了解をもらってきたということなんかも、とってもうれしそうに話してくれました。やはり若い方のアイデアを生かしながらやっていくという方向も、これからひとつ検討する価値はあるかなということも、あわせて社会教育委員の皆さん方にも考えていただけると、青梅らしさがまた出てくるんじゃないかなと、そんな感じがいたします。

集計も出てまいりましたので、また参考にしたいと思います。

それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

4 青梅市図書館の休館について(中央図書館管理課)

【委員長】 次に、報告事項4、青梅市図書館の休館について、説明をお願いいたします。

【中央図書館管理課長】 それでは、図書館の休館につきまして説明させていただきます。報告資料4をごらん願います。

平成25年度同様に、26年度につきましても、特別整理に伴う休館を実施させていただきたいと存じます。これは、青梅市図書館条例第4条第2項に規定いたします休館の中で、特別整理期間、毎年1回15日以内という規定にもとづくものでございます。

作業の内容といたしましては、すべての資料があるかないか、これは一般にいう棚卸でございますが、蔵書点検、そのほか書架、図書等の清掃を行いまして、市民の皆様にご気持ちよく利用していただける図書館を目指して館内整理をしていくものでございます。

また、休館に伴い利用者の皆さんにご不便をおかけしますので、それを軽減するため3回に分けて実施を予定してございます。平成26年5月13日(火)から17日(土)の5日間につきましては、長淵、大門、沢井、小曾木、新町図書館の5館。次に、5月20日(火)から24日(土)の5日間につきましては、梅郷、成木、東青梅、河辺、今井図書館の5館。最後に5月27日(火)から6月1日(日)の6日間につきましては、中央および青梅図書館の2館を予定しているところでございます。

休館の周知につきましては、広報、図書館のホームページ、ポスター等で市民の皆様にご周知をさせていただきます。

説明は以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。整理を行う方は職員の方ですか。

【中央図書館管理課長】 中央図書館につきましては、10人いる臨時職員、嘱託職員、職員で行います。分館につきましては、常時1人ぐらいしかおりませんので、臨時職員を雇用いたしまして、大体4名から5名前後で実施するところでございます。

【委員長】 なぜ伺ったかという、例えばボランティアを募るとか、何かそういうふうなこともされているのかなとちょっと思ったものですからお聞きしましたけれども、実際はそういう実態ということですね。わかりました。ボランティアとか募ってもいいのではないかなという気はします。要するに、行政だけでやっているものを、行政と市民の方が一緒になって地元の図書館を支えていくというか、つくっていくというか、そんなことが理想的な形としてできればいいのかなとちょっと思ったものですから、そういうことを質問させていただきました。またご検討いただければと思います。

【中央図書館管理課長】 ありがとうございます。そういう発想はございますので、今後考えさせていただきます。

【委員長】 よろしいでしょうか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

5 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 青梅市社会教育委員会議会会議録(社会教育課)

(2) 事業等の実施予定について

ア 生涯学習事業実施予定について(社会教育課・文化課・中央図書館管理課)

(3) 事業等の実施結果について

ア 生涯学習事業実施結果について(社会教育課・文化課・中央図書館管理課)

【委員長】 次に、報告事項5、諸報告ですが、あらかじめ各委員には事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

1ページ目に、福生市の学校とか瑞穂町の地域のコーディネーターという言葉が使われています。これはどのようなことをされる方でしょうか。青梅市にはこういうのはあるのかないのかも含めて、わかる範囲で教えていただけるとありがたいと思います。

【社会教育課長】 こちらは、多摩地区の第1ブロック(西多摩地域相当)の社会教育委員の方々が集まって話し合いをするんですけども、その中で意見交換ということで各市の状況をお話をしていただいた、その際の記録です。青梅市で社会教育に関してはこういう形のコーディネーターさんというのはいらっしゃいません。それぞれの自治体ごとの特色で、コーディネーターの方がいらっちゃって、そういう方が地域の中の調整をするとか、学校との連絡をするということ

が挙げられたということです。青梅市の場合、名称としてコーディネーターということになりますと、放課後子ども教室では、開催している各学校ごとにお1人ずつコーディネーターの方をお願いしております。それと、学校と地域を結ぶということで、学校・地域何とか本部という制度があるんですけども、そういうようなところでもコーディネーターを置くという形で出ているので、そういうことをする場合にはコーディネーターさんをお願いするケースもあろうかと思えます。現在、こちらで述べられているような方は、青梅市にはいらっしゃいません。

【委員長】 今の質問は、先ほどの図書館のボランティアの方と私の頭の中ではつながってしまって、いろいろなこういう市に関する事業をする場合に、たぶん無償にはなると思うんですけども、こういうところで地域に貢献したいという方がいらっしゃると思うんですね。ボランティアさんも含めて、ボランティアという名前でなくてそういうコーディネーターさんとかそういう名称も含めて、何かうまくつなげて一緒にやっていただくと、いろいろな活動が社会教育としてはできるのではないかなと思って質問させていただきました。

ほかにございますか。

それでは、報告として承ったということにさせていただきたいと思えます。

日程第4 協議事項

1 平成26年度～28年度青梅市教育委員会の教育目標および基本方針(案)について(総務課)

【委員長】 続きまして、協議事項に入りたいと思えます。協議事項1を議題といたします。平成26年度～28年度青梅市教育委員会の教育目標および基本方針(案)について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、お手元の協議資料1にもとづきまして、平成26年度～28年度の青梅市教育委員会の教育目標および基本方針につきまして、ご説明させていただきます。

毎年教育委員会におきましては、この時期に次年度の青梅市教育委員会の教育目標並びに青梅市教育委員会の基本方針をお定めいただき、そしてその後により具体化した「青梅市教育委員会の教育施策の概要」という冊子にまとめまして、これをもとにそれぞれの教育施策を実施するという形をとっております。

初めに、青梅市教育委員会の教育目標につきましては、変更させていただくところはございません。

また、次のホッチキスどめの資料「青梅市教育委員会の基本方針」につきましては、平成25年度までは1年ごとに見直しをする形をとっていましたが、平成25年度に大きく見直しをしたこと、また基本方針は毎年度変更があるものではないため、今回は平成26年度～28年度の3年間の基本方針とし、各年度の具体的な対応についてはそれぞれの年度の施策において実施しようとするものであります。

1ページから9ページにわたる基本方針について、赤字が修正・削除する箇所、青字が追加する箇所という形でご提案を申し上げ、ご協議をお願いするものでございます。

先ほども申し上げましたが、昨年度（25年度）に比較的大きな見直しを行ったため、今回の修正等の部分は多くはありません。具体的には新旧対照表でご説明させていただきますので、恐縮でございますが、9ページの次にありますA4横判の青梅市教育委員会の基本方針（案）新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

平成25年度が右側、平成26年度～28年度までの3年間についてお示しさせていただくものが左側という形になっております。この基本方針につきましては、昨年度の委員会におきまして多くのご意見をいただき、より実態や社会的要請等に合致したものになったと考えております。表の中の変更点ではありますが、赤文字は削除する部分、青文字は修正や加筆する部分であります。

変更点のみ説明をさせていただきます。

おめくりいただきまして、6ページをごらんいただきたいと存じます。

基本方針3の中で、「青梅市生涯学習推進計画」としていたものに、この基本計画の年度に該当するより具体的な名称として、「第五次」を加えようとするものであります。

また、その下の「生涯学習の推進」の中で、25年度は「大学等」としていたものを、「家庭、学校、地域および」と改めようとするものであります。なお、大学は関連機関に含まれるものであります。

次に、7ページの下であります、「新しい」という文言を削除しようとするものであります。社会教育施設のあり方については、必ずしも新しいあり方ではないためであります。

次に、10ページをごらんいただきたいと存じます。

4の「安全・安心な学校づくりの推進」についてであります。青文字の、「また、児童・生徒の心身の健康を保持・増進するため、学校保健の充実を図る」を加えようとするものであります。これは、学校での健康診断において、脊柱側弯症についてより丁寧な検診を実施するほか、新たにモアレ検査という背中に格子状の縞模様の光を当てて光の歪み具合から脊柱側弯症の診断を行う検査の導入が可能になる見込みがあるため等によるものであります。

次に、その下の5の「学校給食の充実」について、右側の『「青梅市学校給食の運営に関する検討委員会報告書」を活用しながら』を削除しようとするものであります。これは、今後、藤橋、根ヶ布両調理場の統合について進める上で、技術的な観点から現在の報告書の方向性では困難との見解を得たことによるものであります。

次に、11ページの中ほど、9の「学校施設の安全対策等の推進」についてであります。文章全体の流れから言葉の並びを整理したものであります。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 実態に合わせたというふうを受けとめております。ですから、大きな変化はないという事で、よく理解できました。

一つ残念なことは、6ページ「生涯学習の推進」の中で、「大学等」というのがなくなりますよね。これはやや寂しい感じがします。唯一の大学の学部、1学部ですけれどもありますので、

それを大事にするということと、むしろ後に飯能市立図書館等の連携も提案されますし、そういうことからすれば、駿河台大学だってそう遠い距離にある大学ではない。そんなことも含めて、ちょっと残念な気がいたしました。

【委員長】 「関連機関に含む」という言い方をされていますので、言葉では、なくなったということになるかもしれませんが。例えば、「アートプログラム青梅」は4大学の学生さんが何だかんだかかわっていますので、なくなったとしても関連性はできているということで、実質の方でまたいろいろ関連をとっていただけるといいのかなという感じがいたします。

【総務課長】 ○○委員からご指摘いただきました大学等の関連機関ということですが、決して大学等について協力関係が薄まるわけでもなく、これからも密接に生涯学習の発展に相互協力しながら努めていくつもりでございます。言葉ではこういうふうに「含む」ということでご説明申し上げましたけれども、関連につきましてはこれからも強固なものをつけていきたい、具体的な施策においても実施していく予定でございます。

【委員】 2点なんですが、1点目は簡単な話なので分けてお伺いします。

平成26年度～28年度というふうに表示されているんですが、いつもそうでしたか。去年、25年度という表記から、今回3年間分について書かれたということですか。

【総務課長】 25年度、今年度の予定については、毎年こういう形でこの時期にご提案申し上げ、見直しを重ねていただいて、毎年新たなものをつくっていたとか、前年度から調整をしていたわけなんですけれども、この基本方針自体は年度ごとにそう大きく変わるものではないこと、またもし変更点があった場合は年度ごとの施策において十分対応できるだろうという判断のもとで、基本方針につきましては今回3年間分ということでご提案を申し上げております。ただ、もし3年間の途中でこの基本方針をいじらなければならない、変更しなければならないような場面がございましたら、またその年度においてご提案申し上げる予定でございます。

【委員】 では、一つだけお話をさせていただきます。昨年ははじめの問題、あるいは学力向上の問題で非常に大きなテーマがございまして、その辺については表現を直していただいて適切な形にさせていただいたということもございまして、ちょっとそのときには言えなかったんですが、この計画全体を見てICTとか、情報技術とか、そういうものについては情報教育の推進ということについてのみ語られているんですね。要は教育活動の中身として言われているんですが、私はもう少し学校の運営であるとか、あるいは教育委員会自身の運営について、もっとICTを活用するということの方針に入れてほしいなど。

例えば、この会議のあり方も、おそろくずっとこういう形でやっているんですけども、電子的な会議のいいところというのは、別に紙の削減ではなくて、その場で配ったもの以外のいろいろな情報をその場で瞬時に取り出して説明に使えるというところがあるんですね。紙の場合だと、もうここにあるものだけでいろいろ判断しなければいけないんですけども、ちょっと質問したらパッと違う図が出てさっと説明するとか、例えば会議のあり方にしてもそういうことが考えられるわけです。

また、学校の中でも、例えば開かれた学校という話でいくと、地域と学校を結ぶ手段として、やはりICTを上手に活用する。今は学校だよりが回覧板で配られてくるという形ですけれども、もう少しタイムリーにいろいろなコミュニケーションを図れる手段があるんじゃないのかなど。

ちょっと前にご紹介したんですが、杉並区立和田中学校のホームページは、タイトルが「和田中学校と地域を結ぶホームページ」と書いてあるんですね。何かああいう思想がいいなと思ったんです。もう少し全体としてその活動にICTを生かしていくというのを方針に入れてほしいなというふうに思います。

【総務課長】 具体的にICTという言葉を表現したのは、4ページの「情報教育の推進」についての部分でありますけれども、インターネットが今充実して、またホームページも充実しなければならぬ、更新についても新鮮な情報を出さなければならぬ、その辺については我々も十分承知しているところでございます。その辺の表記については具体的にこの中に記述はしてございませんけれども、その辺の重要性については十分認識しておりますので、具体的な施策を実施する中で進めていきますし、またそのつどご相談申し上げながら、ご提案申し上げながら進めたいと考えております。

【委員】 とりあえずはそれで結構ですが、本当はここに明示的に書くことによって逃れられない環境をみずからつくるということも、本当は大事だというふうには思っております。今回すぐには言いませんけれども、そのぐらいの気持ちでやっていただきたいなということでございます。

【教育部長】 確かに世の中の流れもそういうことですが、市の中でもいわゆる議会の電子化とか、学校の校務の電算化とか、そういう流れはあるんですけれども、現実的なところをとらえますと、財政上の問題とか、設備投資に大きな金額を要するとか、いろいろな条件がありまして、早急にというか、むしろ地道に少しずつ準備をしていかなければ、なかなか実現性としては厳しいのかなど。例えば国の方針の中とか、東京都の方針の中とか、そういう後押しするような契機があれば、当然我々もそこに向かって進めていくというところで、ドンと表記もできる場所ではあるんですけれども、今のところではなかなかそこまで、基本方針の中に入れて邁進していこうという気持ちはあるにしても、環境の整備が今調っていないことがあります。いずれにしても、3年間という形のスパンを見ているので、社会情勢とか、後押しすることとか、あるいは財政状況がよくなればいろいろなこともできますけれども、そういう機を見ながら、書き込みについてはそのつど、先ほど総務課長が申しあげましたように、見直しをしながらローリングをしていくという形で、今の状況では書き込みぐらいのところでご理解いただければと思っております。

【委員】 今みたいに、全体をとらえてなかなかというふうには言っていると、一向に進まないんですね。いろいろな業務があったり、いろいろな場面があったりする中で、比較的容易に導入できる部分と、やはりすごく大変な部分ってあるんです。まずそれをきちっと仕分けをしていただいて、比較的早く導入できる部分は、どこかの学校だけでもいいんですけれども、すぐ始めてみ

るということではないかと、なかなか全体の整備ということになると大変です。一例を申し上げますと、校務の情報化というのは大変です。それをすべての学校でやっていくというのは、でも、ホームページを一枚の学校で改善するくらいだったら、比較的早く手をつけられる。全員にこういうものを配って、全部それでやりましょうとなると、そりゃ大変ですけど・・・パソコン1台でできる内容、そういう入り方もあると思うので、ぜひ頑張っていたきたいなというふうに思います。

【教育部長】 その部分については、特に我々も消極的ということではないんですけども、ただ基本方針に書き込むとなると、それなりのいわゆるトータルな施策の柱として組み立てていくということも必要になります。例えばホームページの臨機応変な更新とか、あるいはこういう会議でプロジェクターを使って見える化した会議の進行というのは、いつでもといたらおかしいんですけども、端緒としてはそういう大きな流れがなくてもできることなので、いろいろ改善には努めていきたいと思っておりますけれども、いわゆるこの教育振興計画みたいな位置づけを持つ基本方針というところになると、その部分の施策化という大きな柱が必要となってしまうので、そこまでの書き込みについてはもう少し時期をいただければと思います。今〇〇委員のおっしゃったような会議の改善については、常に意識をしながらやっていくということでご理解いただければと思います。

【委員】 じゃ、来年度以降に期待します。

【委員長】 今の件ですけれども、「児童・生徒の」というのが、この場合は主語に入っていますので、その観点で書かれていると。どの項目もそのようにとらえることができるのかなということは感じます。ただ、今〇〇委員がおっしゃったように、例えば全教職員にパソコンが配られていますよね。それを使った取り組みが実際に学校の中でやられているのか、やろうとされているのか。単なる個人の事務処理だけで終わっていないかとか、そういうところまで含めて、その裏にあるものが見えてくるような気がします。例えば、週の指導計画を全部パソコンに打ち込んで、全員が一斉にきちっと管理したり、閲覧できるというシステムをやっている地域もありますので、それぞれ今ある中で、いろいろの視点で活用等について研究していただくということは、この情報教育の中に含まれているんじゃないかと思っております。

ぜひこの会議も、プロジェクター一つ持ってきていただいてやってみたらどうでしょうか。できそうな気がしますね。教育委員会の定例会から、今の〇〇委員の提案をぜひ少しずつ進めていければと思いますので、また検討してください。お願いします。

【委員】 意見というか感想なんですけど、まず基本方針（案）というのが、どういう経緯で決められたのかとか、もうこの基本方針自身はこれで決定で動かないというものなのか。

あと、本当に素人の質問ですが、例えば私がパッと読むときには、学校のこと、生涯学習のこと、心のこととかいうふうには探さずですけども、基本方針の2番あたりに学校のことがいっぱい書いてあるのかなとか、5の方にも学校づくりのことがあるのかなとか、生涯学習が3番なのかなとか、行ったり来たりして見ている。これをいじってどうこうということではないんですけども、

一市民というか、プロじゃない目で見るときには、何かを知りたいときにどこどこを見ればいいのか、頭がよくないと読み取れないという感じです。3年間はこちらだということなので、もしまた次に考える機会がありましたら、この辺の見やすさ的なものを盛り込んでいただけるとありがたいかなと。せっかくこんなすばらしいものがあったとしても、私の周りのお父さん、お母さんでこれをちゃんと読んでいらっしゃる方というのはほとんどいないと思うんですね。それなので、素人の目でもわかりやすいと、このすばらしいものが、もっと多くの市民の人たちに目を通してもらえるんじゃないかなと思ったりしました。

【総務課長】 初めに、基本方針は変わることはないのかということですがけれども、3年間ということでご提案申し上げますけれども、その中でいろいろな教育の課題とか、新たに出てきたもの、制度的に変わるもの等があった場合は、改めてまたお示ししてご協議いただくことになっております。決して動かないものではありません。何事もなければ、このまま基本的に3年いくものです。

この基本方針は教育目標の次にくるものでして、これを受けてまた細かい施策も検討してまいります。この基本方針をつくる上で、各課によく確認していただいて、これでいいのかどうか検討いただいております。例えば同じ子どもを対象にするにしても、社会教育の面からのアプローチとか、学校教育からのものとか、いろいろ重なる部分もありますので、ちょっとわかりにくさは我々も承知しておりますので、改善していきます。

この後、毎年つくっている「教育施策の概要」というのがあるんですけども、「青梅市教育委員会教育目標と基本方針」「施策と教育推進プラン」、それぞれ関連づけてわかりやすくする工夫を、昨年あたりからやっています。これも26年度はまだこれからつくるわけですが、よりわかりやすさが進むように工夫してまいりたいと思います。

【委員長】 たまたま今回は、毎年こういうふうなページ立てで提案されていますけれども、教育目標があつて、基本方針があつて、具体的な内容があるというひとつの構図が、私たちは何となくわかっているけど、初めて見る方がわかるようにするということが一つと、基本方針の下にすぐに、1から10まであったら先に一回書いておいて、人権教育の推進、心の教育の推進という項目が入っていると、見る方が、この基本方針の中には10個大きな柱が入っているんだなど。それから一つ一つ見ていくと、人権について、心の教育について説明が書いてある。そういう構成の工夫によってもっとわかりやすい資料になるんじゃないかなと感じています。

一つだけお伺いします。本文は基本方針ですので、特にこのままでもいいと思うんですけども、小中の一貫教育のところで、柱の内容がわずか2行で終わっていますよね。ほかのところは4～5行あつたりしている。この辺、来年以降でいいので、もう少しバランスがとれるといいかなというのがまず第一印象として持ったところです。

それから、小中一貫教育について、「各中学校区の特色を生かした小・中学校一貫教育を推進する」となっています。これは具体的な内容等で補足されているからいいんでしょうけれども、本市の一貫教育について私は再度見直す必要があると思っています。例えば、各市で経験された

管理職初め先生方もたくさん入ってきます。そういう中で、本市の一貫教育が、簡単な言い方をしますと、連携教育と何が違うのかなど。その辺が非常にわかりにくくなっていると思うんですね。一貫という言葉を使っているということに関して、さらに吟味をした具体的な内容とか施策を、予算も含めて検討していくということが、これから大変必要じゃないかなと気にかかることでもあります。

文言的には特に、先ほど申し上げましたように、全体のバランスがとればいいなということは思っていますけれども、内容論で、きょう議論する内容じゃありませんけれども、そういう心配を少ししております。

ほかにご意見等ございますか。よろしいですか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、平成26年度～28年度青梅市教育委員会の基本目標および基本方針(案)について、は承認されました。

2 「青梅市立学校の管理運営に関する規則」の一部改正について(指導室)

【委員長】 次に、協議事項2を議題といたします。「青梅市立学校の管理運営に関する規則」の一部改正について、説明をお願いいたします。

【指導室長】 それでは、協議資料2をごらんください。「青梅市立学校の管理運営に関する規則」の一部改正について、ご説明を申し上げます。

1、改正の理由でございますが、平成25年5月1日付、東京都教育委員会教育長から、「指導教諭の導入に伴う区市町村立学校管理運営規則の改正について」の依頼がございました。この依頼を踏まえまして、学校に置くことのできる職として新たに指導教諭の職を設けるほか、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

改正の内容の前に、少し指導教諭についてご説明をさせていただきますと、この指導教諭といえますのは、現在ございます主幹教諭と同じ4級職層の教諭として設置されるものです。これまではなかった職層でございます。ねらいといたしましては、教員全体の学習指導力の向上をねらいといたしまして、模範授業を年に数回行うといったことで、教職員全体の授業力を向上させる、そのためのいわゆるリーダーシップをとる、そういう中心的な存在になる教員でございます。ですので、候補としては、授業力があって、リーダーシップがとれるという、いわゆる指導力に大変に磨きがかかった教員が候補となります。

2の改正の内容でございますが、この指導教諭に関する規定につきましては次のように追加いたします。これは管理運営規則上の第7条の3というところに追加ということになります。

2点ありまして、ア、学校に指導教諭を置くことができる。イ、指導教諭は、児童または生徒の教育をつかさどり、ならびに教諭その他の職員に対して教育指導の改善および充実のために必

要な指導および助言を行う。

(2) 主任として任命することができる職の区分を次のように改める。これは青梅市の管理運営規則の第7条の6の関係ですが、区分についてはここに書いてありますのはいわゆる必置主任というものであります。それぞれの学校に必ず置かなければならない主任についてですが、現行では「当該学校の教諭（保健主任については、養護教諭を含む）の中から、校長の具申により、委員会が命ずる」。これが改正後、「当該学校の教諭（保健主任については、養護教諭を含む）の中から、校長の具申により、委員会が命ずる。ただし、特別の事情があるときは、指導教諭の中から、校長の具申により、委員会が命ずることができる」とございます。

下は、進路指導主任は中学校が必置主任ですが、研究主任については小学校が必置主任になりますので、同じ内容ですが、2つ分かれて書いてあります。上の段の「特別の事情があるときは」というのは、指導教諭というのは特別の事情がない限り必置主任としての校務を担わないという職務となっておりますので、ここに「特別の事情があるときは」というのが入っています。

それから、小学校の方の必置主任の研究主任、こちらには「特別の事情があるときは」という文言がございません。これは指導教諭という職務の性格上、研究主任というのが直結するということで、「指導教諭または教諭の中から」という形になっております。

(3) は「その他所要の規定の整備を行う」ということで、施行期日は平成26年4月1日からとなっております。

1枚めくっていただきますと、そこに今申し上げた内容が新旧対照表になっておりますので、ごらんいただければと思います。

以上です。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 質問です。これに対する意見ではありません。教えていただきたいんですが、こういった主任とか指導教諭等は、学校規模とかそういうことにかかわらず、できる規定ですから、教育委員会の判断で配置できるという意味でしょうか。

【指導室長】 人事上のことについては、東京都教育委員会が人事権はありますので、そうしたところからの人事配置ということになりますが、具体的にいいますと、本年度、本市から受けた指導教諭の候補者はおりませんでした。ですから、ほかの市から今後また異動で入ってくるという可能性はございます。

それから、各学校への配置でございますけれども、これは主幹教諭とかなり違う点がございます。その内容については、指導教諭についてはブロック単位ごとに配置を決めていくということになります。島しょを含めた全都の地域を11ブロックに分けて、例えば第1ブロックは千代田区・中央区・港区・新宿区、本市青梅市については第6ブロックの青梅・福生・羽村・あきる野・西多摩地域となっていて、その地域の中に小学校、中学校それぞれの教科ごとの指導教諭を配置していくということです。ですので、この指導教諭の職務というのは校務を担う、いわゆる校務分掌になるわけではありません。模範的な授業をして授業力を高めること、指導・助言が目

的になっていますので、全教科の指導教諭を全校に配置するというではありません。それぞれのブロックごとに、すべての教科がどこかの地域にこの教諭がいることによって、そのブロック全体の授業力をアップさせていく。具体的にいいますと、例えば青梅市に小学校国語の指導教諭がいたといたしますと、福生、羽村にはもしかするといないかもしれません。たぶん各教科ごとに全体で2名ぐらいになると思うんです。そうすると、青梅の小学校の国語の指導教諭の模範授業を、今言った6ブロック内の福生・羽村・あきる野・西多摩地域の教員が見に来て、そして授業参観を試みずからの力を高めていく。今、こういうような構想があります。まだ今年度の結果は出ていませんが、今いったような全教科がそれぞれのブロックにそろうかどうかという、全くもって見通しが立たない。東京都教育委員会の方も予算の関係があるのではっきりは言いませんけれども、小・中それぞれ200数十名ずつに至るまではこの募集をしていくというような構想があるようです。

そういうことで、同じ4級職の職層とはいえ、主幹教諭とは担う職務、配置の仕方も全く異なりますので、また今後、都教委との人事のやり取りを見ながら配置の方は進めていきたいと思っております。

【委員】 ある学校で一度指導教諭になったら、異動の際には指導教諭の立場で異動がされるんだと思うんですけども、学校経営というか、教師集団ということ考えたときには、やはり人間関係で仕事をするわけですから、きわめて難しいことだなというふうに私には予測がつくんです。そういう意味で、こういったことについてどうこうは言いませんけれども、それでしたら校長、副校長の役割である「教員への教育指導の改善・充実のために必要な指導」というのは除外されるのか。あるいは、より一層指導教諭も含めて指導するのが普通だと思うんですよ。その辺のニュアンスがちよっとわかりかねるので、説明してください。

【指導室長】 管理職は、今〇〇委員がおっしゃったように、そうした指導力を含めて指導教諭を指導するということになります。ですから、ある意味、やはり管理職はスペシャリストとしての力をこれからはつけていかなければならない。ただ、この指導教諭への指導は、管理職はもちろんですけれども、我々事務局にいる指導主事も当然担うことになりますので、双方からそうした意味での研修をしていくということになるかと思っています。

それから、現在の主幹教諭もそうですけれども、これは職としての配置ですので、一度主幹教諭になればずっと異動も主幹ということと同じように、指導教諭も4級職層として異動した際にも指導教諭でございます。ただ、主幹教諭と指導教諭は同じ4級職層ですので、この間のいわゆる変更というのは認められていく想定のようにございます。まだ指導教諭を配置してこれから1年目ですので、すぐにまた変更というのはないと思いますが、指導教諭を複数年やって、やはり主幹教諭の方に鞍替えをするということで、そうしたような措置は道筋をつけていくことは聞いております。

【委員長】 主幹教諭と指導教諭は兼ねられるかどうか。それからもう一つは、主幹教諭はその分掌に関してはいわゆる手当が出ますよね。管理職というか、命令権を持っています。指導教諭

についてはいかがですか。

【指導室長】 1点目につきましては、これは都の方での見解ということになりますけれども、兼務することはできません。指導教諭と主幹教諭というのは、やはり校内での役割が全く異なるということで、兼務はないということでございます。

それから、いわゆる監督権ということですが、これはいわゆる授業について、学習指導については、校内での全教員に対しての指導・助言は担うということであり、監督権ということになりますと、やはり校務という分掌になりますので、おそらくこれは担わないということですから、いわゆる指導・助言にとどまるというふうになるかと思えます。

【委員】 ちょっとよくわからないので教えてほしいんですが、指導教諭というのは資格であって、受験して得るものなのですか。そのときに、評価としてほかの試験と違うのは、その人の授業の内容を見て判断するということが行われるのでしょうか。

【指導室長】 4級職の選考試験を受けることになります。その4級職の中に主幹教諭と指導教諭というのがあります。指導教諭については、いわゆる検証授業をさせることになります。その検証授業は、先ほど申し上げましたようにブロック単位の配置になりますので、例えば青梅市で指導教諭をやってみたいという教諭が出てきたとしましたら、その所属校で検証授業をさせます。そのときに、私や統括や本市の指導主事だけではなくて、例えば同じ6ブロックの福生ですとか、羽村ですとか、そうしたところからも事務局の者が来て、検証授業を見て、そして担うことができるかどうかという判断をする。この判断というのは、いわゆる評価になるわけですが、それも添えて4級職選考を受けると、このような形になります。この検証授業は、主幹職についてはございません。

【委員長】 いわゆる学習指導のスペシャリストということですね。

【指導室長】 そうです。

【委員】 嘱託員制度が入ってきたときも同様の考えを持ったんですが、この指導教諭というのは、もしかして再任用を充てることも可能なかどうかということをお聞きします。いかがですか。

【指導室長】 現在、都の方の選考課から来ている通知ですと、受験資格は現在主任教諭の職にある者。ですから、再任用については認められません。

【委員】 では一つ意見です。ぜひこの再任用教諭を充てる場合には、私は、同勤務校じゃないところへ充ててほしいなというふうに思います。なぜかといいますと、なぜ定年制があるかというのは、人事を刷新するためにある。人間関係を新しく構築するために私はあるんだと思っています。ですから、教員の異動が今、私に言わせれば停滞していると思うんですね。なぜかといいますと、校長の裁量でかなり異動要綱を超えて自分の学校に置いておくことができるじゃないですか。そういうのがありますよね。そういうものじゃないと思うんです。やっぱり教育は、一つの学校だけよければいいというものではないですから、青梅市全体の学校それぞれがみんなよくならなきゃいけないし、東京都全体がよくならなければいけない、国全体がよくならなきゃいけない、そういうふうに考えています。ですから、人は結構混ぜた、そういう中で仕事ができる教員をつ

くってほしいなというふうに思います。これは意見です。

【委員長】 確認でもう一回、指導教諭は再任用はできるんですか。

【指導室長】 指導教諭の選考自体が、この25年度から始まっているということもございますので、現在再任用の教諭が受けることはできないということです。ただ、これが26年度から施行されていけば、指導教諭のまま退職する者も出てくると思いますので、その際には再任用選考を受けて、そこで同職としての再任用になる可能性は当然出てくると思います。ただ現在では、再任用になった場合には、原則として自校での採用というのが現状でございます。今後ますます再任用の教諭がふえてくる中で、異動を考えたときに、やはりこの再任用教員というのも、私の一存ではないんですが、要するに定数ですので、入れられなくなってしまうというケースも出てくるかもしれませんので、またそのときには都教委の方とのやり取りになると思います。

【委員長】 適切な配置に向けてまたいろいろ活用していただければと思います。よろしく願います。

では、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、「青梅市立学校の管理運営に関する規則」の一部改正について、は承認されました。

3 「青梅市適応指導教室(ふれあい学級)運営規則」の一部改正について(指導室)

【委員長】 次に、協議事項3を議題といたします。「青梅市適応指導教室(ふれあい学級)運営規則」の一部改正について、説明をお願いいたします。

【指導室長】 それでは、協議資料3をごらんください。「青梅市適応指導教室(ふれあい学級)運営規則」の一部改正について、ご説明を申し上げます。

1、改正の理由ですが、青梅市適応指導教室(ふれあい学級)の利用承認の決定に関する手続きにつきまして、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

2、改正の内容ですが、(1)利用承認の決定に関する規定を次のように改める。第5条の関係になります。右側は現行の内容が書いてありますが、第5条「委員会は、前条の規定による申請があったときは、その必要性を検討し、青梅市適応指導教室利用承認決定通知書(様式第2号)を申請者および学校長に通知するものとする」。この網かけの部分に変更になります。左側が改正後でございます。アンダーラインのところだけ読みますと、「利用を承認することを決定したときは」、この通知書を申請者に「通知し、その写しを学校長に送付」するものとするということでございます。

施行期日は平成26年4月1日です。

1枚めくっていただきますと、先ほど申し上げた新旧対照表がございます。その裏面を見ていただきますと、このたび改正をする様式第2号の見本が載っています。これまで使われてきたも

のは、決定を通知した当該児童・生徒の保護者あてがまず左上にありまして、その下に括弧づけで学校長名が書いてございました。実際、運用の状況としては、これを保護者の方にお送りして、写しを校長に送っているということで、同じペーパーを使っておりました。ですから、保護者の方に送る場合に、この括弧の校長名があるというのはちょっとニュアンス的に似合わないのではないかとということで、左側の改正後、ここは当該児童・生徒の保護者名だけ書くことになりました。そしてその写しを校長あてにお送りする。ですから、事務手続としては現在の手続を行うのにあわせて、この様式をわかりやすいものに変更したということですので、よろしくお願いいたします。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

一つだけ、この「利用」という言葉が、改めて読むと大変気になったんですね。いわゆる行政的にはたぶん利用になるだろうと思うんですね。そういう施設を使うということですけども。ただ、適応指導教室に通っている日は出席に準ずる扱いができるということですよ。そうすると、利用でいいのかなというのがちょっと気になります。通室とか通学、通級とか、きちっと出席日数に準ずるカウントができるという扱いから考えると、何かもっといい言葉はないのかなと思ったんです。これは意見です。

【指導室長】 法的な詳しいことは私も正確に言えるかわかりませんが、子どもたちにとってみますと、ここに通うことが終点ではないということで、あくまでも学校復帰を目指す場であるということですので、施設利用というふうなニュアンスです。もちろん、今委員長がおっしゃったように、ここに通うことは公的な施設ですから指導内容についてもある程度のことは行いますので、出席扱いにはしますけれども、ここが学校ではないということで、学校へ復帰するための準備の場所であるというニュアンスで、利用というふうに私は受けとめておりました。またそれは考えてみたいと思いますが、今のところこの形でぜひきょうはご承認いただきたいと思います。

【委員長】 ほかにございますか。よろしいですか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、「青梅市適応指導教室（ふれあい学級）運営規則」の一部改正について、は承認されました。

4 「青梅市公立学校職員出勤簿整理規程」の一部改正について(指導室)

【委員長】 次に、協議事項4を議題といたします。「青梅市公立学校職員出勤簿整理規程」の一部改正について、説明をお願いします。

【指導室長】 それでは、協議資料4をごらんください。「青梅市公立学校職員出勤簿整理規程」の一部改正について、ご説明を申し上げます。

1、改正の理由でございます。職員の結核休養に関する条例（昭和29年東京都条例第11号）

の廃止に伴い、所要の規程の準備を行おうとするものでございます。

2の改正内容ですが、(1)別表(第4条関係)出勤簿の整理者が出勤簿に表示しなければならない事柄から「職員の結核休養に関する条例(昭和29年東京都条例第11号)の規程による休養」を削るということでございます。

下の表をごらんになっていただきますと、現行の網かけの部分が、今回は廃止ということですので削ることになります。改正後については、教育公務員特例法第14条の規程にあわせて、東京都の場合も休養に関する対応を行っていくということになります。

1枚めくっていただきますと、現行と改正後の内容が載っております。ここに略とか結休と書いてあるのは出勤簿の整理規程ですので、学校に常備してある出勤簿の押印を示しています。これは、これまでどおり、結核休養ということで変わりません。ただし、その内容、対応について変わったということです。

少し説明させていただきますと、今まで東京都で教員の結核が出た場合は、教育公務員特例法第14条は、ちょっと細かいお話になりますが、3年間休職できて、給与は全額支給という形に法として位置づけられています。さらに、それに加えて東京都の場合、10年以上勤務した場合には、この3年プラス特別休養期間6カ月というのが、全額の給与支給というような形になっていました。逆に10年満たない場合、つまり1年、2年、3年というときは、その勤続年数によって大分年数が変わってきてしまう。ですから、まだ初任者で、入ってすぐに結核になってしまった場合は3年休めないというような状況があったようです。それが今回は、東京都についてもこの都の条例が廃止されましたので、すべての教員が教育公務員特例法第14条の3年間は給与全額支給に対応するというところでございます。

なお、結核以外の病休等については、地方公務員法第28条が根拠となっておりますので、これはこれまでどおりということです。

以上です。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、「青梅市公立学校職員出勤簿整理規程」の一部改正について、は承認されました。

5 青梅市学校給食センター統合検討委員会設置要綱の制定について(学校給食センター)

【委員長】 次に、協議事項5を議題といたします。青梅市学校給食センター統合検討委員会設置要綱の制定について、説明をお願いします。

【給食センター所長】 それでは、青梅市学校給食センター統合検討委員会設置要綱の制定について、ご説明いたします。恐れ入りますが、協議資料5をごらんください。

まず、要綱を制定しようとする理由でございますが、青梅市第六次総合長期計画で、学校給食センター、根ヶ布調理場と藤橋調理場の統合が計画されております。この統合推進に向け、青梅市学校給食センター統合検討委員会の設置について要綱の制定を行おうとするものであります。

次に、内容についてでございます。1の設置についてでございますが、青梅市学校給食センターの統合を行うに当たり、藤橋調理場、根ヶ布調理場の改築または改修および運営に関する必要な事項について検討を行うため、委員会を設置するとなっております。

2の所掌事項につきましては、給食センターの統合に関する事、その他必要な事項に関する事でございます。

3の組織でございますが、教育部長を委員長としまして、副委員長に建設部長、委員に職員課長以下関係部署の課長等8名、また藤橋調理場および根ヶ布調理場に勤務する職員の代表者、そして市立小学校長および中学校長の代表者の合計14名で構成しようとするものでございます。

4の委員長および代理、5の会議につきましては、記載のとおりでございます。

6の部会でございますが、委員会に、専門的な事項について調査および検討を行うための部会を置くことを定め、部会の構成および運営に関しては委員会が定めることとなっております。

7の報告でございますが、委員会の委員長が教育長に対して、検討経過および最新の検討結果を報告することになっております。

8の任期でございますが、最終検討結果の報告のあった日まででございます。

9の庶務、10のその他につきましては記載のとおりでございます。

11の実施期日等でございますが、平成26年3月1日から、最終検討結果の報告のあった翌日までとなっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いいたします。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 給食センターがどうなっていくかを検討してくださる大変な話し合いだと思います。最後のところで、日程が、最終検討結果の報告のあった翌日というふうになっていますけれども、今の時点で大体どれくらいの期間を検討して報告を出すというのがもし決まっているようでしたら教えていただきたいと思います。

【給食センター所長】 26年度中というふうに一応は考えております。

【委員長】 26年度中という、来年の3月いっぱいですね。そうすると、3月1日から実施しますので、3月中には今年度の組織がつくれるということでしょうか。

【給食センター所長】 できれば行いたいところでございますけれども、議会等もございまして、構成メンバーから見ますと、なかなか難しいのではないかと考えております。そのかわり、事務局の方で各種の調査、資料とか、そういうところを今年度中から収集等行っていきたいと考えております。

【委員長】 そのための準備を今年度中に進めて、来年4月から正式にということですか。

【給食センター所長】 そのとおりでございます。

【委員長】 では、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市学校給食センター統合検討委員会設置要綱の制定について、は承認されました。

6 第三次青梅市子ども読書活動推進計画(案)について(中央図書館管理課)

【委員長】 次に、協議事項6を議題といたします。第三次青梅市子ども読書活動推進計画(案)について、説明をお願いします。

【中央図書館管理課長】 それでは、第三次青梅市子ども読書活動推進計画(案)について、ご説明させていただきます。協議資料6をごらんください。

この計画の全体的形式につきましては、第一次、第二次計画を踏襲して作成いたしましたので、ほぼ同じような内容となっております。素案のときに比べますと、写真、カットを入れたこと、また文言といたしまして「保育園」を「保育所」、「学童クラブ」を「学童保育所」に変更したこと。内容は変わりませんが、文言の変更となっております。

それでは、1枚おめくりいただきまして、目次をごらんください。大きく「計画策定の背景」、「基本的な考え方」、「青梅市子ども読書活動推進のための具体的な取組」の3章と、事業一覧、あと資料ということで構成をさせていただきます。

次の3ページをごらんいただきたいと存じます。第1章計画策定の背景につきましては、国や都、市の動向などを見てまいりますと、読書は子どもの成長に必要不可欠であることを基本に、各種法律等を制定するとともに、計画を策定して推進に努めてまいりました。ただ、子どもの読書傾向につきましては、小・中学生の若干の増加傾向、逆に高校生の不読率が目立ったところがございます。

次に8ページをごらんください。青梅市の第二次計画の取組と成果を記載させていただいております。10ページで課題といたしまして、子どもの読書習慣の育成を図るために、さらなる事業展開が必要としたものでございます。

次に、11・12ページに第2章基本的な考え方におきまして、法律、国の第三次計画、都の第二次計画、市の第二次計画の実施状況を踏まえつつ、基本的な考え方を記載いたしました。対象はゼロ歳から18歳ぐらい、目標は子どもたちの読書活動推進といたしまして4項目、子ども読書活動の整備と充実、推進に関する理解の促進と啓発・広報、関連機関等の連携、最後に人材の育成・活用でございます。これにつきましては、二次とほぼ同じでございます。

また、計画期間につきましては、平成26年から30年までの5年間でございます。

次に、13ページからの第3章では、青梅市子ども読書活動推進のための具体的な取組といたしまして、まず初めに家庭・地域ということでございます。14ページに家庭・地域ではということで、子どもの子育ての場面における読書活動への理解の促進など8項目を14、15、16

ページと載せてございます。

17ページ、図書館では図書館資料の一層の充実など、22項目につきまして17ページから18、19、20、21ページと記載してございます。

22ページ、市民センター等では、子ども対象事業における子どもの読書活動推進など4項目、合計で34項目といたしました。

次に、24ページ、学校の項目では、各校の特色を生かした読書指導、読書活動の取組など9項目につきまして、24、25、26ページに記載してございます。

次に、27ページの関係機関・団体との協力につきましては、子ども読書活動を推進するための関係機関の相互協力など8項目といたしまして、全体での取組を51項目とさせていただきます。

29ページ以降につきましては、具体的な事業の一覧を掲載してございます。

資料につきましては以上でございます。

これまで各方面からいろいろなご意見をいただきながら、策定委員会、策定部会において素案を作成し、1月にパブリック・コメントを実施いたしました。さらに部会で案を作成したところでございます。教育委員の皆様にもここでご意見をいただき、今後につきましては2月14日に策定委員会をさらに予定しておりまして、その中で決定してまいりたいと考えております。

なお、パブリック・コメントにつきましては、資料配付時には意見のみを送らせていただきましたけれども、本日机上に市の考え方を入れたものを配付しましたので、そちらをごらんいただきたいと思っております。A3のものでございます。

パブリック・コメントの意見につきましては、ファックスで1名、メール2名の合計3名の方から6件のご意見をいただきました。

上からNo.1、家庭での読み聞かせの機会が減少していることから、地域での協働による活動は必要ではないですかということでございます。これに対しましては、市といたしましては、人材育成や協働等支援を継続していくという考え方でございます。

2番目、学校図書館共通の廃棄基準を作成についてでございます。こちらは、学校にそれぞれ特色がございますので、各校の判断により実施してまいります。

3番目、学校図書館蔵書の電算化でございますが、こちらにつきましては、課題、経費について検証してまいります。

4番、5番は飛ばしまして6番目、「ビブリオバトル」の導入についてでございます。こちらにつきましては、「ビブリオバトル」を含めまして、子ども読書活動推進に効果的な事業の導入を設置することといたしました。

戻りまして、4番の公共図書館と学校図書館の利用者カードの共通化、5番の公共図書館から学校図書館への人材派遣でございますが、こちらにつきましては、総合長期計画の基本計画の中に図書館の項目がございます。この中の基本施策4番目に「図書館ネットワークの充実」という項目の中で、学校図書館との連携を取り上げてございますので、その中で検討していくものとさ

せていただきました。

全体的に市の考え方といたしましては、表記のとおり、何らかの対応を行ってまいりたいと考えてございます。

なお、右側の欄の計画上の対応では、今言った内容の根拠が載っております各ページ数、項目を掲載させていただきましたので、後ほどごらんいただければと存じます。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 第二次の取組の成果と課題というところ、9ページ下の方、イ学校（小学校、中学校）となっているんですが、内容を読むと小学校の話しかないように見えるんですが、中学校の話はないのかということと、逆に、だから課題として、年齢が上がるにつれて、小学校では一生懸命施策を打ったけど中学校ではそうでもなかったので減少しているというふうに読んだらいいのか、ちょっとその辺を教えてください。

【中央図書館管理課長】 中学校におきましても、学校での取組等いろいろやっておりますが、中学生になりますと生活範囲が広がる、あと部活等いろいろな部分で世界が広がっていく中で、なかなか読書に占める割合というのは広くならないということが現実と思っております。そういった中で、さらに中学校でもやっていきたいと思っております。

【委員】 ということは、中学校でも何か施策をとっているのであれば、書いておいた方がいい。私が読めちゃうのは、小学校では子どもたちの発達段階を踏まえて・・・と読んでいって、最後が推進モデル校も霞台小学校、友田小学校と書いてあるので、この段落全体が小学校の話だけに読めるんですよ。でも、タイトルには「小学校、中学校」と書いてあるので、中学校の話も入れておいた方がいいんじゃないでしょうかと思うんです。

【委員長】 中学校の方での取組等の情報というのは把握されているんでしょうか。

【中央図書館管理課長】 各校から報告等をいただいております。そこでは学校の先生、司書教諭、図書担当の先生にお集まりいただいて研修を行うといったものを行っているところでございます。

【委員長】 そういう内容をここに出していく必要があるのではないかとということです。

【中央図書館管理課長】 各小学校、中学校でいろいろございますので、今後は入れさせていただきます。

【教育部長】 記述がちょっと不足していますが、実際にはそんなに多く小学校ほど事業はやっていないのは事実なんです。例えば朝の一斉読書とか、そういう取組をやっているということと、それが若干厚みが薄いので今後の課題としているというような形の書き込みをさせていただきます。

【委員長】 では、追加で入れていただきたいと思います。

【委員】 パブリック・コメントの中で、学校図書館の蔵書の電算化とあります。2番、3番、4番あたりはそれにかかわってくるようなところだと思うんですが、25ページに学校図書館の

情報化の検討というところがあって、ずっと検討の状態のまま来ているんだろうと思うんです。現場の現状からすると、本当に何とかしてほしいというのが、実際にやっつけていらっしゃる方々の方の声だと思うんです。本の管理がうまくできていないというところだけじゃなくて、電算化することで、実際に現場の先生方が例えば授業で使う資料の検索とか、集めたり、どういう本が学校の図書館に置いてあるか——例えば自然科学系の本というのはどんどん入れ替えていかなければいけなかったり、あるいは蔵書の偏りがなく入っているかなんていうのもなかなかチェックもできない状態になっているので、その調査および研究を進めますというのは、もう本当に早急に進めたいなと思います。パブリック・コメントで出していた方は、たぶん図書館の支援員さんだったり、学校のボランティアだったり、学校の図書館にかかわっていらっしゃる方々からのご意見だろうと思いますので、ぜひ検討の一步先に進めていただけたらなと思います。

それから、市内には、おはなし・語り、読み聞かせのボランティアのグループが幾つもあるかと思うんですが、そういう方々は今現在、図書館や市民センターでの活動がメインだと思うんです。今、市内では夕焼けランドとか、お子さんたちが学校で遊んでいるとか、そういう場があります。きょうの会議の中でも出たんですけど、そこにはコーディネーターの方がいらっしゃるんですが、そのコーディネーターの方とそういうおはなしのボランティアの方たちとのつながりというのが、いまひとつない状態です。おはなしをやっつけていらっしゃる方々は活動の場が欲しい、夕焼けランドのコーディネーターの方はだれかやってくれる人が欲しいというのをばらばらに聞いたりするので、ぜひその最初のつなぎ役を図書館なり社会教育課なりでやっていただけたらなと思います。

資料に関しては、すごく見やすく、また多くの方に目を通していただけるんじゃないかなと思います。青梅ならではのところも盛り込んであったりしますので、よくできているんじゃないかなと思いました。

【中央図書館管理課長】 まず、学校の本の関係でございますけれども、毎年、学校の方で予算化されて整備をしておりますので、その中でやっていただいていると思います。

ボランティアの関係の需要と供給というんですか、やりたい人、やってもらいたい人、こういう方々につきましては、図書館でもボランティア制度というのをやっておりまして、その中でさらに周知度を深めて進めてまいりたいと思います。この中に入っている内容で、さらに努めてまいりたいと考えております。

【委員長】 このパブリック・コメントは、冊子の最後につくんですか。

【中央図書館管理課長】 パブリック・コメントにつきましては、市の考え方につきまして、ホームページ等で公表はさせていただきます。今のところ、これにつける予定というのはいりません。掲載はしておりません。

【委員長】 3名、6件という大変少ないですね。結局、例えば〇〇委員もおっしゃったように、そういう関係のグループとか、関係の団体の方に、こちらの方から素案を示してパブリック・コメントをやるということも、これから必要ではないかなと思います。閉鎖的な教育委員会

とよく言われてしまうんですけども、やっぱりこっちから打って出るというか、その辺が必要なんじゃないかなと。例えば、学校の方にだっていいと思うんです。学校との連携もたくさん入っているわけですよね。そうすると、例えば学校の校長先生を通じて図書部の先生に、こちらの方からコメントをお願いするようなスタンスというのが、今後いろいろな場面で必要ではないかなと思うんです。オープンにすれば意見が集まるというわけでもないと思うので、パブリック・コメントの扱いというのが、これから検討していかないといけないのかなと。ちょっと意見と感想ですけども。どこまでそれを広げていいのかは難しいとは思いますが。

【中央図書館管理課長】 パブリック・コメントにつきましては、青梅市の方で指針というのを
出しておきまして、何日以上とかそういったことを含めまして、それにのっとって現状やっ
ているところでございます。

【教育部長】 パブリック・コメントの考え方というのがあると思うんですけど、図書館管理課
長が言ったように、青梅市としてはパブリック・コメントの指針がありまして、それによって動
くと。ただ、それには、団体ということではなくて広く全体にということをやっています。パブ
リック・コメントのあり方自体については、今ご指摘のような、いわゆる意見を広く求められな
いという部分も一つの課題としてあるかと思えます。パブリック・コメントの指針を検討する担
当課の方と、ちょっとそういう形では意見を交換していく形で検討させていただければと思いま
す。

【委員長】 一回素案は示されるんですか。

【中央図書館管理課長】 はい。

【委員長】 先ほどの〇〇委員のお話だと、大変写真や図なんかも入って見やすくなっている
というふうなご意見もありますので、いろいろな活用をしていただけるとよりいいのかなというふ
うに思います。

では、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、第三次青梅市子ども読書活動推進計画(案)につい
て、は承認されました。

7 青梅市図書館と飯能市立図書館との相互利用実施について(中央図書館管理課)

【委員長】 次に、協議事項7を議題といたします。青梅市図書館と飯能市立図書館との相互利
用実施について、説明をお願いいたします。

【中央図書館管理課長】 それでは、青梅市図書館と飯能市立図書館との相互利用実施についま
して、ご説明をさせていただきます。協議資料7をごらんいただきたいと思います。

1の経過でございますが、平成19年1月に飯能市立図書館から青梅の方に相互利用の依頼が
ございました。当時青梅市では現中央図書館を建設中でありまして、当面相互利用は難しいと

いうことを判断したため、平成20年度以降、改めて協議したいとの回答をしているところでございます。その後、昨年、平成25年7月に飯能市立図書館が新規に開館をいたしました。地元産の西川材を使用した落ち着いた図書館、温かみのある図書館でございまして、またスマホで本が探せる等、最新式の図書館でもございます。そういった中で、青梅市民、飯能市民双方から、お互いの図書館を利用したいとの要望やアンケートが寄せられているところでございます。

なお、相互利用につきましては、西多摩ではすでに実施をしております。

次に目的でございますが、第六次総合長期計画におきまして、図書館は1人当たり7.6点から9.1点へと貸出冊数の約20%の増加を目標としております。この貸出増加を図ることになるかと思っております。

また、飯能市民の青梅市利用によります河辺駅前などの賑わいや、青梅、飯能両市民の交流の機会を創出するところでございます。

内容でございますが、相互利用の協定書を交わしまして、利用はそれぞれの図書館の利用規則にしたがい、青梅市を利用する場合は青梅市のカード、飯能市を利用する場合は飯能市のカードというように、相互に利用者カードを作成して利用する形でございます。現在西多摩で行っているのと同様の形です。

ただし、いわゆるリクエスト、青梅市で持っていない未所蔵の本の購入や東京都内の他市町村からの取り寄せなどにつきましては、それぞれの自治体が責任を持つというふうを考えてございます。また、相互貸借、図書館間の貸出につきましても、青梅市では通常、青梅市にない場合には都立図書館、都内の図書館から借用したり、どうしてもない場合は国立国会図書館から、希少なものにつきましては県外の図書館から個別に依頼して借用しておりますので、そういった対応をしたいと考えてございます。ということで、リクエスト、相互貸借につきましては、今回の飯能市の図書館との相互利用では実施しない方向で考えております。やり方としましては、すでに所蔵している資料をもって相互利用したいというふうを考えてございます。

4番の効果でございますが、図書館の貸出点数の増大、青梅市のまちの賑わいの創出および活性化、市民間の交流などが考えられるところでございます。

5番の実施予定期日でございますが、これからご相談いたしますので、飯能市の意向の確認、内容の調整、実施に伴う規則改正、協定書の締結、議会での報告などを考慮いたしまして、平成26年7月1日を予定しているところでございます。

お手元に、飯能市民図書館のパンフレットと、ホームページ上の紹介を配付いたしました。後ほどごらんいただければと存じます。飯能市立図書館は、先ほど申し上げました平成25年7月に新たに、飯能駅北西1.4キロ程度、サビアから車で5分ぐらいのところでございます。地元産西川材を多く使用しました2階建て2700平米の独立館として開館してございます。ちなみに青梅市の中央図書館は3400平米程度でございます。

蔵書といたしましては図書・AV資料、閲覧室、多目的室など、規模の大小はございますけれども、機能的には青梅市の中央図書館と同じような感じでございます。

最後に、飯能市の面積は200平方キロ弱と、青梅市の倍近くございますけれども、人口につきましては8万1000人程度、予算規模270億円程度ということで、規模的には青梅市の3分の2程度のイメージでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 都道府県を超えての交流ということで、最初この資料を拝見させていただいたときにすごいなと思いました。

それから、飯能の図書館は西川材の木をいっぱい使った自然な雰囲気と、もう一つ一番注目されているのが、ICタグを使ったカーリルタッチ。ちょうど私が読んでいた本にも出ていたんですが、公共の図書館として日本で初めて採用されて使われているということで、例えばそれにスマートホンをかざすと、国会図書館のデータベースにアクセスできたり、そういう面でもすごく面白い図書館なんじゃないかなと思います。それを青梅市民としても使わせてもらえるというのは、非常に楽しみです。

また、飯能の方もこちらに来ていただけるということで、より青梅の側も、青梅ならではのよさで来ていただけるようにしなければいけないのかなと思いました。感想です。

【委員長】 西多摩8市町村ともやられるんでしょうか。

【中央図書館管理課長】 先ほど申しましたのは、西多摩市町村と青梅市は今やっていますというところで、今回飯能市とやるのは、青梅市と飯能市の単独のことでございます。

【教育部長】 初めは飯能と青梅ということになるんですけれども、いずれもしかすると、それが入間とつながり、あるいは入間は瑞穂とつながりという形で、相互広域利用というのが進んでいけば、またそれは近隣の皆さんのサービスの向上につながりますので、そういう発展も含めて、この際、飯能とスタートしたらどうかということでございます。

【委員長】 協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市図書館と飯能市立図書館との相互利用実施について、は承認されました。

【委員長】 ここで、議案書整理のため暫時休憩いたします。

(休 憩)

【委員長】 再開いたします。

【会議時間の延長】

【委員長】 会議の途中ですが、会議時間は午後4時までとなっています。ここで時間延長をし

たいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、時間延長することに決定いたしました。

【議案の追加】

【委員長】 次に、先ほど、協議事項1、協議事項2、協議事項3および協議事項4が承認されたことに伴い、議案が4件追加されるとのことでもあります。

つきましては、本日の日程に、議案第29号平成26年度～28年度青梅市教育委員会基本方針について、議案第30号青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、議案第31号青梅市適応指導教室（ふれあい学級）運営規則の一部を改正する規則について、および議案第32号青梅市公立学校職員出勤簿整理規程の一部改正についてを追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認め、本日の日程に議案第29号、議案第30号、議案第31号および議案第32号を追加し、議題といたします。

事務局から議案書を配付いたします。

(議案書配付)

日程第5 議案審議

1 議案第29号 平成26年度～28年度青梅市教育委員会の基本方針について【追加議案】

【委員長】 それでは、議案審議を行います。ただいま議題となりました議案第29号平成26年度～28年度青梅市教育委員会の基本方針について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、ただいま議題となりました議案第29号平成26年度～28年度青梅市教育委員会の基本方針につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、平成26年度～平成28年度までの3年間の青梅市教育委員会の基本方針を定めるものでございます。平成25年度の基本方針との変更点等の内容につきましては、先ほどの協議事項の中でご説明をさせていただきましたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜われますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

3年度分ということでございますけれども、来年は一応確認の意味で、これは議題となるのでしょうか。

【総務課長】 この基本方針自体に変更がなければ、お諮りすることはないとは思いますが、施策をまたお示しするときにあわせてお示しする形になると思います。また、来年度いろいろ制度変更や教育に関するいろいろな課題が出てきた場合には、また改めて方針変更の議案審議をお願いする可能性もあります。

【委員長】 社会状況等も踏まえて、教育課題等も踏まえて、変更等があればそのつどご提案があるという形にとらえてよろしいですね。

それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第29号平成26年度～28年度青梅市教育委員会の基本方針について、は原案どおり可決されました。

2 議案第30号 青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について【追加議案】

【委員長】 次に、議案第30号青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、説明をお願いいたします。

【指導室長】 青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につきまして、「指導教諭」を加えるということで改正をお願いしたいと思います。

詳細につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

よろしくご審議をお願いします。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

この規則が平成26年4月1日から施行するとなっておりますけれども、4月1日から指導教諭が配置される地区があるということですか。

【指導室長】 そのとおりでございます。ブロック制度でございますので、いつ配置されてもいように準備をしておくということです。

【委員長】 ほかにご意見、ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第30号青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、は原案どおり可決されました。

3 議案第31号 青梅市適応指導教室(ふれあい学級)運営規則の一部を改正する規則について【追加議案】

【委員長】 次に、議案第30号青梅市適応指導教室(ふれあい学級)運営規則の一部を改正する規則について、説明をお願いいたします。

【指導室長】 青梅市適応指導教室(ふれあい学級)運営規則の一部を改正する規則について、その様式について一部を改正をさせていただきたいと思っております。

様式等の詳細な説明については、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第31号青梅市適応指導教室(ふれあい学級)運営規則の一部を改正する規則について、は原案どおり可決されました。

4 議案第32号 青梅市公立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について【追加議案】

【委員長】 次に、議案第32号青梅市公立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について、説明をお願いいたします。

【指導室長】 青梅市公立学校職員出勤簿整理規程の一部改正についてでございますが、東京都の条例第11号の廃止に伴い、内容の一部を改正をするものでございます。

中身の詳細につきましては、先ほどご説明を申し上げたとおりです。

ご審議のほど、よろしくお願ひを申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第32号青梅市公立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について、は原案どおり可決されました。

【委員長】 以上で予定された案件についてはすべて終了いたしました。

その他、何かございますか。

それでは、今後の日程について総務課長から説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、今後の日程について説明させていただきます。

初めに、2月13日(木)教育委員会臨時会を予定しております。時間は午後1時30分から、会場はこの場所の予定でございます。内容は人事案件の予定でございます。

次に、2月15日(土)青梅マラソン大会開会式が行われます。時間は午後1時から、会場は青梅市総合体育館でございます。

続きまして、2月16日(日)青梅マラソン大会が行われます。競技のスタート時間は記載のとおりでございます。なお、小学生の部の男子のスターターを教育長、小学生の部女子のスターターを委員長が務められます。

次に、2月20日（木）教育委員会臨時会を予定しております。時間は午後1時30分から、会場はこの場所で行います。

今後の日程につきましては以上でございます。

日程第6 委員長閉議および閉会宣言

【委員長】 以上で本日の日程は終了しましたので、閉会といたします。お疲れさまでした。

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員